

最低賃金の引き上げを求める会長談話

昨年7月に施行された改正最低賃金法は、地域別最低賃金を定める際に考慮を要する労働者の生計費について、「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性」を求めている（9条3項）。この法改正を受けて、昨年神奈川県の地域別最低賃金は、従来と比較し大幅な引き上げが行われ、時間給766円となった。

しかしながら、時間給766円でフルタイム（1日8時間、月22日間）働いたとしても、月額賃金は13万4,816円、年収161万7,792円にしかならない。先進諸外国と比較してもわが国の最低賃金は最も低い水準に位置している。働いても働いても人間らしい生活ができない「ワーキングプア」が社会問題となっている今日、最低賃金の引き上げは依然として緊急の課題である。

しかも、厚生労働省の調査によれば、現在もなお12都道府県において、地域別最低賃金が、生活保護水準の平均月額を時間給換算した額を下回っており、中でも神奈川県では、その差額が全国で最悪の1時間あたり66円にも及んでいる。

中央最低賃金審議会における最低賃金改定の論議を受け、今後神奈川地方最低賃金審議会において神奈川県の地域別最低賃金が定められることとなっている。

改正最低賃金法が求めているのは、生活保護に係る施策との「整合性」であり、決して生活保護と「同一水準」にとどまるものではないのであって、神奈川県の地域別最低賃金は、直ちに生活保護水準との「逆転」が解消されなければならないことはもちろん、生活保護水準を大幅に超えるよう引上げられるべきである。

2009年（平成21年）8月3日

横浜弁護士会
会長 岡部 光平